

**『第3次宍粟市DV防止・被害者支援基本計画（案）』
市議会からの意見に対する回答**

第2章 宍粟市のDVに関する状況と課題

1. 宍粟市男女共同参画プラン市民意識調査からみたDVの現状

(2) DVに関する市民意識調査結果

意見	<p>(1) 「自分が暴力を受けたことをだれかに相談したか」の問いに対し、「相談してもむだ」「自分さえ我慢すればこのままやっていける」との回答が多かったが、被害者が安心して相談できるよう、相談窓口のさらなる周知が必要であると考えます。また、相談できる体制をどのようにとっていくのかを具体的に示すべきではないか。</p> <p>(2) 職員の資質の向上が求められると考えるがそのためには何をすべきかを具体的に示すべきではないか。</p>
回答	<p>(1) “相談窓口のさらなる周知”については、これまでの取組に加え、新たに周知範囲を拡大し充実を図ることにしており、次の計画内に包含されていると考えます。</p> <p>基本目標Ⅱ 相談体制の充実と被害者の安全確保の体制づくり 施策目標2 相談体制の充実 基本施策⑤ 相談窓口の周知</p> <p>《具体的な取組内容》において拡充した例</p> <p>◎DVに関する情報や相談窓口を掲載したカードを公共機関だけでなく、市内のスーパーマーケットのトイレや医療機関の窓口への設置を依頼し、相談窓口のより一層の周知に努めます。</p> <p>また、上記以外にも「基本施策①市における普及啓発の推進」の中で、DV防止に向けた様々な啓発活動を計画しており、この啓発活動とあわせて相談窓口の周知も図る予定としております。</p> <p>“相談できる体制”の整備については、現在も婦人相談員と母子父子自立支援相談員の2名の専門員を設置し相談体制を整えております。しかし、市民からは市役所内に知り合いが多く相談しづらいという声も聞くため、できるだけ独立した相談窓口体制の整備を検討しております。その具体的取組の一つが次のとおりです。</p> <p>基本施策⑥相談員の資質向上と支援機能の充実 《具体的な取組内容》の例</p> <p>◎被害者の支援機能をより充実させるため、配偶者暴力相談支援センターの設置について検討します。</p> <p>この、『配偶者暴力相談支援センター（以下「配暴センター」という。）』を立ち上げることにより、市として法的に可能となる業務が増えるとともに、家庭裁判所等が実施する研修会への参加や、配暴センター同士の連携や情報交換が見込めるため、相談体制の充実や、相談員の資質向上にもつながると考えております。</p>

また、「施策目標 7 関係機関相互の連携と協力」の中で掲げている
基本施策⑮関係機関との支援ネットワークによる連携の強化

⑯庁内推進体制の整備

⑰児童虐待防止施策との連携強化

等を充実させることで、DV発見から自立した生活の再建まで、段階に応じた切れ目のない支援をより効果的に推進していくことができると考えております。

(2) **職員の資質の向上**については、新たに基本施策項目に追加し充実を図ることにしており、次の計画内に含まれていると考えます。

基本目標Ⅱ 相談体制の充実と被害者の安全確保の体制づくり

施策目標 2 相談体制の充実

基本施策⑥ 相談員の資質向上と支援機能の充実

《具体的な取組内容》の例

◎被害者の支援に携わる相談員等に対し、研修に参加できる機会を確保し、相談員の資質向上を図ります。

◎相談員等が二次受傷により心身の健康を損なうことなく、継続的、安定的に支援ができるよう、メンタルヘルス研修や心の相談の実施により、相談員等の心身の健康保持に努めます。

これらの取組に加え、上記(1)中で述べた“関係機関相互の連携と協力”をより強力に推進することで、専門機関からの意見聴取や対応策のケース検討等の機会も増え、資質の向上につながると考えております。

3. 第2次計画（H28年からR2年度）の取組と課題

《第2次計画の体系》 〈図表2-6〉

【基本施策】

意見	<p>学校等でのいじめ事案が多く発生している現状からも学校教育中での人権教育を強化することは必要だと考えるが、P.14の基本施策中、④学校等における人権教育等の推進が、P.19の第3次計画の体系では削除されている。計画全体には含まれていると読み取れるが、体系から削除したのはなぜか。</p>
回答	<p>学校等における人権教育等の推進は、いじめや差別をなくすためにも非常に重要であると考えております。</p> <p>今回の計画策定に当たり、策定委員から“人権教育の推進”という言葉だけでは漠然としているとのご意見があったため、いじめはもちろん、DVやデートDV等を予防するための教育や対策が重要と考え、よりわかりやすい「被害者も加害者もつukらない教育の推進」という表現にして計画の基本施策に位置づけました。具体的な取組内容等については、次のとおりです。</p> <p>基本目標 I DVを許さない社会づくり 施策目標 2 DVに関する理解を深めるための普及啓発や教育の充実 基本施策 ②男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進</p> <p>《具体的な取組内容》の例</p> <p>◎子どもの頃からの暴力を許さない学習が重要であることから、保育所、幼稚園、こども園の乳幼児期から小学校以降の学校教育の各発達段階に応じて、人権尊重や男女平等の意識を育む教育の推進を図るとともに、暴力によらず問題を解決する方法や、自分自身の大切さを自覚し、虐待や暴力行為、いじめ等の危機を自分で切り抜けるための知識や方法を身につけるための学習機会の充実を図ります。また、啓発や教育に携わる教育関係者に対して、DVに関する情報提供や学習の機会の提供を行います。</p> <p>基本施策 ③被害者も加害者もつukらない教育の推進</p> <p>《具体的な取組内容》の例</p> <p>◎関係機関等と連携し、高校生等を対象に予防啓発を推進するとともに、より若い世代である中学生や小学生に向け性教育を通した啓発等を検討し、デートDV防止の取組を強化します。</p>